

余剰電力の有効活用と公民館等への電力供給に係る公募型プロポーザルに関する質問及び回答一覧

No.	項目	質問内容	回答
1	過去1年分の余剰電力売却量について	過去1年分の余剰電力売却量の実績30分値データをExcelにて提供可能か。	可能ですので、質問者の方には別途提供いたします。 なお、他に必要な事業者の方は、お申し出ください。
2	評価基準の各項目の割合比率について	評価基準の各項目の割合比率を知りたい	盛岡市情報公開条例第7条(3)に基づき、提供できません。
3	入札保証金及び契約保証金について	入札保証金及び契約保証金の記載がありませんでしたが、どちらとも必須か。また、免除条件等があるか。	盛岡市随意契約見積参加者心得(令和2年12月25日改正)第15、16をご確認ください。
4	別紙「電力購入施設一覧」のNo1からNo10までの契約種別について	別紙「電力購入施設一覧」のNo1からNo10までの契約種別を教えてください。	(別紙) 電力需給契約一覧表のとおりです。
5	一年未満の精算、違約金・解約金について	契約期間中に、電力の契約に影響があるような、設備の増減および変更、建物の増改築や建替等の工事予定はあるか(トランス増設や受変電設備の変更等)。「有」の場合、契約電力を増加された日以降1年未満で需給契約の廃止もしくは契約電力減少される場合は一年未満の精算となります。その場合、調達者様(発注者様)に違約金・解約金の請求に伴う協議は可能か。	現時点では予定はありませんが、契約期間中に当該工事等が発生した場合は要協議といたします。
6	発電施設年間予定電力量について	発電施設の売電に関する仕様書について、[2. 予定売電電力量]では『令和5年度分の実績により、別紙「発電施設年間予定売電量」を作成したもの』と記載している。別紙には令和3年、4年度の実績も記載がある。同仕様書の[4-(2)]では『それぞれの単価を別紙「発電施設年間予定電力量」に示した予定売電量に乗じた額とする』とあるが、別紙にある3パターン(令和3年度から令和5年度)全てに単価を乗じて見積提案することによいか。また、単価は同一でもよいのか。	令和5年度実績をご使用ください。令和3年度及び令和4年度実績は、参考資料です。

No.	項目	質問内容	回答
7	実施要項〔6－（2）〕の提出書類「ウ、エ、カ」について	実施要項〔6－（2）〕の提出書類「ウ、エ、カ」は「任意様式」となっている。齟齬がないように提出したいことからサンプルがあればいただきたい。（任意様式の場合、項目などの統一性がないため、提出に最低限必要な項目などを確認したい。サンプルの提供が出来ない場合は最低限必要な項目を提出する「ウ、エ、カ」ごとにご教授願います）。	サンプルはございません。また、最低限必要な項目は、ウ、エ、カそれぞれに掲載している説明のとおりです。
8	実施要項〔7．企画提案等提出書類の作成要領〕の（2）および（3）について	実施要項〔7．企画提案等提出書類の作成要領〕の（2）および（3）について、任意様式による提出となっている。売電および電力購入の見積を一つの様式にて提出してもよいか。	問題ございません。
9	契約保証金の納付時期について	「契約締結の際の契約保証金」について、最優秀業者に結果通知後の対応になります が、過去に「契約保証金の納付について（通知）」が3月中旬以降に届き、手続きにおいてタイトな中で進めていた。3月は決算のタイミングにあたる企業も多く、年度末だと資金調整も早め目の対応が必要になってくる。納付への対応（通知）は2月中旬頃に行っていただくことは可能か。	現時点では確たる時期について明言できませんが、3月中の予定をしております。
10	契約書について	契約書に関して、弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）によらず、弊社の契約書様式をもとに協議のうえ締結することは可能か。	当市の様式にて契約書を作成いたしますので、ご要望にはお応えできません。
11	入札保証金及び契約保証金について	応札後から契約期間中において、地域の一般送配電事業者が料金の改定（値上げ・値下げ等）をした場合、契約単価及び契約書の内容等変更について協議に応じて頂くことは可能か。	契約締結後において、経済事情の激変、発電費用の変動等により契約単価が著しく不相当となったときは、発注者受注者協議の上、当該単価の変更を行うことができるものとする見込みです。
12	料金請求の算定にあたっての端数処理方法	公民館等の電力購入に関する仕様書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求してよいか。	電気料金の請求は、当該仕様書に記載した算定根拠に基づき算定した料金になります。端数処理方法も同様です。

No.	項目	質問内容	回答
13	契約書に関する内容の協議について	契約書に関する内容の協議（質問含む）については最優秀提案者へ契約書（案）送付後に行うことができるという認識で良いか。	協議の時期については、お見込みのとおりです。 なお、協議は当該仕様書に定めのないことについてであり、契約書は当市の様式で作成することを重ねて申し上げます。
14	発電施設に売電について	発電施設の売電について、落札者は発電した電気を全量買取になるということによろしいですか。	発電施設で消費する電力を除いた余剰電力を買電いたします。
15	オフサイトP P Aや自己託送について	実施要項の概要に「エネルギー地産地消による循環型社会の構築を目指し」とあるが、は発電施設を落札した場合、電力購入施設（公民館等10施設）へクリーンセンターで発電した電気も供給する（オフサイトP P Aや自己託送）予定で考えていますか。	考えていません。電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第9条第1項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約のもと、電力供給を円滑に行うことを想定しております。
16	公民館等の電力購入に関する仕様書の「9－（3）休日」の休日について	公民館等の電力購入に関する仕様書の「9－（3）休日」の休日について、弊社の電気供給実施要綱に記載している休日と違いがある（仕様書に記載の休日以外に「1月4日、4月30日、5月1日、5月2日」も休日としている）。弊社が落札した場合、弊社の電気供給実施要綱に準じる内容でよいか。	当市が示した休日のとおりです。
17	参加表明書の添付書類の記載について	実施要項の「4－（2）－イ」では「競争入札参加資格を有する者は提出を不要とする」とあり先の質問で確認した内容から弊社は該当することを確認させていただきました。参加表明書の「1．添付書類」ところは「登録小売電気事業者であることを証する書類の写し」のみ記載・添付して提出することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	公民館等の電力購入に関する仕様書（力率について）	「8－（4）「力率は概ね100％」」と記載がありますが、「電力購入施設一覧」の施設において「乙部地区公民館」および「リサイクルセンター」は年間平均力率は100％を切ります。 電気料金を計算、見積する場合の力率は仕様書に記載のとおり「力率100％」で計算した見積書でよろしいですか（力率100％を切りますと基本料金の金額が変わります）。	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
19	力率及び電気料金の算出方法について	クリーンセンターについては「使用量 0 k W h」の月が 2 月あります。この月については「力率 8 5 %」で計算します（使用量が 0 k W h の場合、基本料金は半額）。よろしいでしょうか。なお、各施設の電気料金の計算では年間に対して単価を乗じる計算になっている様子ですが、弊社の電気料金の計算方法は月毎にて計算して年間合計を計算します。弊社の電気料金の計算方法で見積書を作成いたしますが、よろしいでしょうか。	いずれも力率100%とし、当市指定の算出方法で提案ください。